

別表 1 想定される主な法規制

法規	内容
建築基準法	高さが 15 メートル以上の工作物の建設に当たって建築確認の申請書を提出。
道路法	車両制限令で定める最高限度を超える特殊貨物の運搬の許可
河川法	河川区域内での建設又は一時的な占用や車両の運行を行う場合は河川管理者の許可。
道路交通法	車両の積載重量、大きさ若しくは積載方法の制限を超える運搬。 許認可：出発地警察署長 道路の使用：所轄警察署長
電波法	電波障害防止区域に建設する場合（31 メートル以上）は、総務大臣に届出。
航空法	・風車の最高点が 60 メートルを超える場合は、同じ高さのポールを設置。 ・昼間障害標識及び低光度航空障害灯（不動灯）中光度航空障害灯（点滅灯）の設置。 国土交通省航空局電気機械課と調整。
消防法	建材：使用する場所により難燃性や不燃性が定められている。 蓄電池：蓄電池の規模により許認可。
騒音規制法	騒音規制地域で特定建設作業を施工する場合は、工事開始前（7 日）に鶴岡市長に届出。
振動規制法	振動規制地域で特定建設作業を施工する場合は、工事開始前（7 日）に鶴岡市長に届出。
山形県生活環境の保全等に関する条例	大気汚染、騒音、振動など、公害の防止並びに事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減を図るための措置について、規制基準等の必要な事項を定める。
森林法	民有林、公有林内の建設で、開発面積が 1 ヘクタールを超える場合は、当該都道府県知事に許認可の申請。 保安林で立木を伐採しようとする場合は、大臣又は県知事の許可。
砂防法	砂防指定地域内での建設は、当該都道府県知事に又は所管土木事務所長に許認可の申請。
急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域内で工作物の設置やのり切、切土、掘削、盛土等をする場合は、都道府県知事の許可。

土砂災害防止法	特別警戒区域内で特定開発行為をする場合は、都道府県知事の許可。
地滑り等防止法	地滑り防止地域での建設は、当該都道府県知事に許認可の申請。
自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、緑地環境保全地域、生息地等保護区内において開発を行う場合は、当該都道府県知事に許認可の申請。
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事を行う場合は、法に定められた届出、若しくは通知。 建設時に遺跡と認められるものを発見した場合は、書面で文化庁長官に届出。(実務は、市教育委員会経由、県教育委員会)
農地法	農地又は採草放牧地に建設する場合 ・4ヘクタールを超える：県知事の許可（農林水産大臣と事前協議が必要）。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内に建設する場合は、市に農用地除外の申請。
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律	・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画の策定について、検討されている。
景観法	・景観計画区域内において一定の行為をしようとする場合は、景観行政団体に届出が必要。 ・鶴岡市景観計画に係る行為の制限等に関する条例により、以下のとおり市に届出。 鶴岡市全域(羽黒地域大鳥居周辺地区及び美咲町シンボルロード地区を除く):①建築面積 500㎡又は高さ 13m を超える建築物の新築・増築、改築若しくは移転、外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。②高さ 15m を超える工作物の新築・増築、改築若しくは移転、外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。 羽黒地域大鳥居周辺地区：建築物及び工作物の建築行為等 美咲町シンボルロード地区：建築物及び工作物の建築行為等

国土利用計画法	一定規模以上の土地取引があった場合は、土地を譲り受けた人が契約日を含めて2週間以内に当該市町村を經由して都道府県知事に届出。 市街化区域：2,000 平方メートル以上 市街化調整区域：5,000 平方メートル以上
都市計画法	・鶴岡市土地利用に関する条例により、開発行為を行う場合、鶴岡市全域において市に協議を申請。ただし、既定の条件を満たすものは、市に許可を申請。
自然公園法 山形県立自然公園条例	国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園に対し、特別地域、特別保護地区、普通地域に分類して許認可又は届出。
港湾法	港湾区域又は港湾隣接地域での水域の占用は、港湾管理者の許可。
漁港漁場整備法	漁港の区域内の水域での工作物の建設は、漁港管理者の許可。
海岸法	海岸保全区域で工作物を設けて占用する場合は、港湾管理者の許可。
港則法	港内又は港の境界付近における船舶交通の安全のため、強力な灯火を使用してはならない。
航路標識法	航路標識と誤認されるおそれのある灯火をしてはならない。
漁業権	漁業権は、物件とみなし、土地に関する規定を準用。
水質汚濁防止法 下水道法	事業場に相当する施設がある場合、排水基準の適用を受ける可能性がある。
山形県水資源保全条例	山形県知事の指定する「水資源保全地域」において土地取引、及び開発行為を行う場合は事前に知事あてに届出が必要。
工場立地法	事業規模により届出対象となる場合は市に届出が必要。 対象：電気供給業者（水力、地熱及び太陽光発電所は除く） 規模：敷地内敷地面積 9,000 m <sup>2</sup> 以上又は建築面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上

※上記は主な規制内容について記載したものであり、実際の条件等により記載以外に関係する法令もあります。

※再生可能エネルギーの種類・設置場所によって対象になるもの、ならないものがありますので、参考としてご確認ください。